

子 発 0620 第 2 号
平成 30 年 6 月 20 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省子ども家庭局長
(公 印 省 略)

「民法の一部を改正する法律」の公布について（通知）

民法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 59 号。以下「改正法」という。）については、本日公布されたところである。

改正の趣旨及び主な内容は、下記のとおりであるので、十分御了知の上、管内市町村（特別区を含む。）を始め、関係者、関係団体等に対し、その周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏なきを期されたい。

記

第 1 改正の趣旨

社会経済情勢の変化に鑑み、成年となる年齢及び女性の婚姻適齢をそれぞれ 18 歳とする等の措置を講ずること。

第 2 改正法の主な内容

1 民法（明治 29 年法律第 89 号）の一部改正

(1) 成年

年齢 18 歳をもって、成年とするものとする。

(2) 婚姻適齢

ア 婚姻は、18 歳にならなければ、することができないものとする。

イ 第 737 条を削除するものとする。

ウ 第 753 条を削除するものとする。

(3) 養親となる者の年齢

ア 20 歳に達した者は、養子をすることができるものとする。

イ 第 792 条の規定に違反した縁組について、養親が、20 歳に達した後 6 か月を経過し、又は追認をしたときは、養親又はその法定代理人から、その取消を家庭裁判所に請求することができないものとする。

(4) その他所要の規定の整備をするものとする。

2 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）の一部改正

1（1）により、18 歳及び 19 歳の者については親権を行う者や未成年後見人が存在しなくなることに伴い、親権を行う者又は未成年後見人の意に反する場合の特例を定めた児童福祉法第 31 条第 4 項における同法第 28 条の読替えに係る規定を削除するなど、所要の規定の整備を行うこと。

なお、同法第 31 条に基づく措置期間の延長や、同法第 6 条の 3 第 1 項に規定する児童自立生活援助事業、平成 29 年度から予算事業で実施している社会的養護自立支援事業の上限年齢については、現在対象となっている者への支援の必要性を考慮し、今般の改正にかかわらず、現行の要件を維持することとしている。対象となる者の自立を図るために必要な場合には、引き続き、これらの制度を積極的に活用すること。

3 児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年法律第 82 号）の一部改正

1（1）により、18 歳及び 19 歳の者については親権を行う者や未成年後見人が存在しなくなることに伴い、これらの者の存在を前提とした延長者等の特例を定めた児童虐待の防止等に関する法律第 16 条の規定を削除するなど、所要の規定の整備を行うこと。

4 施行期日等

（1）施行期日

この法律は、原則として平成 34 年 4 月 1 日から施行するものとする。

（2）この法律の施行に関し、必要な経過措置を定めるものとする。

（3）この法律の施行に伴い、関係法律について所要の改正を行うこと。